

○平成二十五年告示三百二十三号（無線設備規則第十四条の二第一項の規定に基づき総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を改正する告示案
 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
一 設備規則第十四条の二第一項の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。 1～7 (略) 8 小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十第六号 及び第七号 のものを除く。） 二 (略)	一 設備規則第十四条の二第一項の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。 1～7 (略) 8 小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十第六号のものを除く。） 二 (略)

〈参考〉

- 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照表
- ※電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集（平成二十七年七月二十七日）における改正案（未制定）
- ※今回の意見募集の対象外

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（小電力データ通信システムの無線局の無線設備） 第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。 一～六 (略) 七 五七MHzを超え六六MHz以下の周波数の電波を使用するもの 一 送信機は、一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。 二 送信装置の空中線電力は、二五〇ミリワット以下であること。ただし、一〇ミリワットを超えるもの場合は、等価等方輻射電力が四〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。 三 送信空中線の利得は、次のとおりであること。 (1) 送信装置の空中線電力が一〇ミリワット以下のものの絶対利得は、四七デシベル以下であること。 (2) 送信装置の空中線電力が一〇ミリワットを超えるものの絶対利得は、一〇デシベル以上であること。 四 送信装置の空中線電力が一〇ミリワットを超えるものにあつては、送信開始時において動作するキャリアセンスを備え付けること。	（小電力データ通信システムの無線局の無線設備） 第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。 一～六 (略)